6、盆正月賞與は一箇月分手當給料の十割とす
7、弘濟會盆正月の賞與は賣上高一箇月平均給料の十割とすること
8、食費は通勤者住込人共一箇月に付金拾五圓支出す
9、年功手當支給す
10、犧牲者は絶對出さざること但し本爭議後も誠意をなす場合は我々一同に相談のこと
11、爭議費用は金額廣告負擔のこと
12、爭議中の給料は店主負擔のこと

三、經過

六月二十九日午前三時頃直方驛立賣人七名が折尾驛に來るや同驛の立賣人二十三名と合流し更に小倉驛より十一名が參加し總員四十一名は即刻罷業を敢行し折尾町の旅館を爭議團本

財團法人 協調會福岡出張所

財團法人 協調會福岡出張所